

違法伐採問題に対する日本の木材業界団体認定制度の意義と  
グローバルスタンダードの可能性

Lessons from legality verification by timber associations for the Japanese  
domestic market and its potential to become an international standard

全木連常務理事 藤原敬

## 1 はじめに

木材の消費者・需要者に、木材の伐採地点の法令手続きが遵守されたものかどうかという環境情報を伝達する仕組みとして、林野庁ガイドラインは業界団体により認定された事業者による証明書の連鎖という方法を提起し、6年たった今グリーン購入法やその他の助成措置の条件に組み入れられるなど、日本において定着した役割を果たしている。この制度がグローバルな意味を持つものとして、紹介したい。

## 2 業界団体認定事業者による証明書の連鎖の実際

### (1) 日本木材関連業界の組織の概要

日本では、素材生産 (Harvesting industry)、製材業者(Saw miller)、木材流通(Timber distributor)、家具業者 Furniture producer)など木材関係事業者は我が国で数万事業者あると推定されるが、地域の組合団体、都道府県の単位の団体、業種別の全国団体などに、1万数千社が組織されていると推定される。

### (2) 業界団体認定の手続き

林野庁のガイドラインに基づいて業界団体認定をしようとする木材団体は、自主的行動規範(違法伐採に反対し、政府の政策に協力、積極的に推進など)を決議し、認定基準を決議公表、会員の認定を進める。会員である事業者は認定基準に基づき、責任者、分別管理方針書、書類管理方針書などを整備し申請し認定されれば、証明された原料を分別管理した上で、証明書を発行することができる。その証明書の連鎖で需要者は合法性を知ることができる。

現在国内で142団体が認定に参画。認定された事業者は8600社

(以上の内容を説明する英語のページはこちら。<http://www.goho-wood.jp/world/>ここに掲載されている英語と中国語の紹介ビデオは是非参照されたい)

### (3) 出発点となる合法性にかかる情報

国内では森林法が要求する知事の伐採許可(保安林の場合)、市町村長への伐採造林届け(その他の民有林の場合)が合法性の出発点となる。

輸入材の場合、業界団体認定による証明書、森林認証制度によるもの、特定の国では伐採地の証明と連動したと認定している輸出許可書（インドネシアではブリックエンドースメント、マレーシアでは輸出許可の裏面の裏書き書）。情報提供をしてもらってオープンな討議をした上でウェブ上で情報公開。疑義があれば議論。

### 3 業界団体認定事業者の連鎖の意義

#### (1) 木材の環境性能情報の重要性

木材は再生可能であり、炭素を固定するなど、石油系の資源に取って代わる環境資源として認知と普及が進んでいる。ただ、違法伐採問題など生産過程の環境負荷についてネガティブな問題がありこの製品にともなった情報提供はどこの地域でも必要になっている。例えば欧州市場でも FLEGT をクリアした材の市場での識別への要求がある。石油系製品などと市場で競争するための効率的な情報伝達の仕組みが必要。

#### (2) 多様で広範な木材のビジネスチェーン

木材製品と競合する、石油由来の材料、金属では、原材料の生産地点、精製・精錬過程が技術的特質から大規模な設備投資を前提とするので、その限定され、それを結ぶビジネスネットワークも少なくとも川上部分では掌握することが難しくない（第三者が管理することも可能）。これに比して木材では原料の生産地点加工過程が多様であり、それを結ぶビジネスネットワークも川上から川下まで広範多様であり第三者が全体を掌握することは困難・不可能。幅広く多様な業界団体による認定事業者のネットワークによる情報伝達は効率的な手段として重要。

#### (3) 出発点となる情報の多様性

合法性についての情報をどう管理するかというテーマは別途あるが、必要とされる木材に環境情報は多様になりつつある。

たとえば、グリーン購入法に対応する間伐材由来のチップの証明（林野庁「間伐材チップの確認のためのガイドライン」2009.7）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に対応する「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス」の識別（林野庁「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」2012.6）について、上記の業界団体認定事業者による証明書の連鎖による証明が要求されるようになっている。

#### (4) Goho-wood のグローバルな可能性

消費者が手にする木材について、合法性などの環境性能を、効率的に、透明性をもって、一定の信頼性で伝達することができる、日本で経験してきた Goho-wood の取組は、他

の制度と組み合わせことも可能である。どんな制度にでも対応する最低限の制度的インフラとしてグローバルな意義があるのではないだろうか。

### 3 業界団体認定の信頼性

信頼性の確保に関する課題は大きい。第三者による管理をすることができないこの方式では信頼性を担保するものは、情報の公開。

連鎖を形作るビジネスチェーンの一部でも信頼が欠けると、全体の信頼性に関わる。それぞれの事業体の証明書を発給する場合は、その根拠となる原料購入の際の証明書を一定期間保存するなど、過去にさかのぼった信頼性の評価を可能とするなど、証明の過程の情報公開と、合法性証明の根拠に関する透明性の確保が重要。

現在の日本の取組でも信頼性確保のため、①認定団体の情報公開、②統一したモニタリングの手続きの確立、などの課題はある。

